

議案第 6 号

米子市教育振興基本計画の策定について

教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、米子市教育振興基本計画について、別添のとおり策定する。

令和 4 年 2 月 17 日

米子市教育委員会

議案第7号

令和4年度人権教育の施策について

学校教育課

人権政策課

1 米子市人権教育推進プランに基づく基本方針

(1) 豊かな人間関係を築く取組

ア いのちの大切さを学ぶ人権教育を進めます

イ 自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます

ウ 多様性を認め合い豊かな人間関係を築く人権教育を進めます

(2) 人権教育を推進する体制づくり

ア 地域での人権ネットワークづくりを進めます

イ 人権教育を推進する人材の育成を進めます

(3) さまざまな人権課題の解決に向けた教育

ア 同和問題に関する人権教育の推進

イ 外国人に関する人権教育の推進

ウ 障がい者に関する人権教育の推進

エ 男女共同参画に関する人権教育の推進

オ 子どもに関する人権教育の推進

カ 高齢者に関する人権教育の推進

キ 健康や性に関する人権教育の推進

ク 情報に関する人権教育の推進

ケ その他の課題に関する人権教育の推進

2 令和4年度の事業概要

【学校教育課人権教育担当（主として学校における人権教育）】

(1) 人権教育研究指定事業

ア 福生中学校区人権教育研究発表会

- ・日時 令和4年11月25日（金）
- ・校区研究主題

「自他を大切にし、互いのよさを認め合い、
高め合う子どもの育成」

～一人ひとりが大切にされる

魅力あふれる校区をめざして～

(2) 学校教育における人権教育の研究及び活動の推進

ア 新型コロナウイルス感染症に関する人権の指導

イ 自尊感情の育成

- ・学教だより「自尊感情の育成について（仮称）」の配布
- ・米子市同推協学校教育部会全体研修会

日時：令和4年8月5日（金）14：00～16：35

講師：園田雅春（元大阪教育大学教授）

内容：「自尊感情を育む学級づくりと授業」

ウ 指導資料の作成・活用

- ・「米子市中学校人権・同和教育教材・指導資料集」の作成
- ・「米子市小学校同和問題学習教材集」の活用

エ 教職員研修の充実

- ・小中学校人権教育研修講座（人権課題8視点を隔年開催）
※令和4年度は「同和問題」「障がい者」「男女共同参画」
「情報」に関する研修を実施予定。

- ・人権教育主任研究協議会

(3) 児童生徒への教育的支援

ア 日本語指導が必要な児童生徒等への支援

- ・日本語指導のできる教員の育成・配置
- ・日本語指導のできる外国語支援員の配置

【人権政策課人権啓発担当（主として社会教育・啓発）】

（１）人権啓発の推進

- ア 広報よなご・啓発誌「心ゆたかに」発行
- イ よなごの人権フォーラム・市民向け人権学習講座
- ウ 部落解放月間・人権週間等における啓発活動

（２）社会教育における人権教育の推進

- ア 人権教育地域懇談会
 - ・新型コロナウイルスと人権に関する資料の充実、教材の作成及び効果的開催方法の検討
- イ 人権教育地区推進員研修講座
- ウ 地区推進協議会との連携
- エ 中学校区社会学校人権教育関係者連絡協議会
- オ 中学校区人権問題講演会
- カ P T A人権教育研修講座
- キ 同和地区社会教育振興事業

（３）企業啓発の推進

- ア 企業内研修の支援・米子市人権問題企業連絡会への協力

（４）人権情報センターによる市民啓発

- ア 学習相談・フィールドワーク等学習支援
- イ 情報紙「ひゅーまんらいつ」の発行
- ウ 図書館等を利用した人権啓発（企画展・パネル展）
- エ 啓発パネル・図書・DVDの貸出し

（５）社会を明るくする運動の推進

- ア 米子市再犯防止推進計画（R3策定）による保護司・更生保護女性会等との連携強化

（６）研究集会等の開催及び協力

- ア 第48回米子市人権・同和教育研究集会
- イ 第47回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会

ウ 部落解放研究第55回全国集会

開催日：令和4年11月15日～16日

(7) 拉致問題に関する啓発

ア 県と連携し、国民のつどい・パネル展・ライトアップ・DVD放映等

(8) 新型コロナウイルスに関する人権侵害に対する啓発

ア 「新型コロナウイルスに関する人権侵害を防ぐ3つの宣言」と「マスクをつける事ができませんカード」の更なる周知

(9) 人権問題市民意識調査の実施

ア 米子市人権施策基本方針・推進プランを効果的に推進する基礎資料

イ 5年毎 調査対象：市民3,500人

議案第 8 号

令和 4 年度教育振興の施策について

こども政策課

1 基本方針

教育に関する事務執行状況の点検評価等を通じ、教育振興基本計画に基づく施策の進行管理を図ります。

また、新たに発足した「こども総本部」の部局管理課として、部内に配置された教育部門と福祉部門の一体的運用に留意し、総本部の設置目的の実現に向けての総合調整を行います。

2 令和 4 年度主要事業

(1) 美保地区における学校再配置の推進

美保中学校区における小中学校の児童生徒数の減少に対応するため、同地区への新しい義務教育学校の設置並びに崎津小学校、大篠津小学校、和田小学校及び美保中学校の廃止に向けた検討及び準備作業を推進します。

(2) 医療的ケア児への支援体制の構築

医療的ケアの必要な児童及びその家族に対する切れ目のない支援を実施するため、本市においては、一部の公立保育所及び公立小学校に任期付き看護師を配置しているところですが、人材確保に課題を抱えている現状にあることから、看護師の処遇の改善や、保育所及び小中学校における一体的運用等の体制の構築を図ります。

(3) 今後調整を要する事業

ア 学校給食費等の公会計化

イ 学校の適正規模適正配置の調整

議案第9号

令和4年度教育振興の施策について

こども施設課

1 基本方針

教育環境の改善について、教育に関する事務執行状況の点検評価を行いながら教育内容や教育方法の変化に対応する施設設備の整備と適切な管理運営を推進し、児童生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう、教育環境の確保に努めます。

2 令和4年度主要事業

(1) 安全で安心な学校施設の改善

啓成小学校について、本市ではじめてとなる保育所との連携型を想定した校舎等の改築等工事を実施します。

また、児童数に対する屋内運動場の面積不足に対応するため、福米西小学校の屋内運動場改築等、整備を行います。

その他、安全で安心な教育環境を確保するため、校庭の芝生化事業、五千石小学校の校舎の床改修、福生東小学校の昇降口建具改修等、引き続き緊急性等を勘案しながら施設整備に努めます。

(2) 環境に配慮した学校教育環境整備の推進

淀江小学校の昇降口にスロープを設置し、障がいのある児童及び高齢者等の地域住民が安心して学校施設を利用できるようバリアフリー化を推進します。

(3) G I G A スクール構想の実現

G I G A スクール構想に基づき整備した、児童生徒の I C T 活用に係る学習環境の安定した運用に努めます。

G I G A スクール構想の実現に向けて、「とっとり I C T

活用ハンドブック」に基づき、教職員向けの I C T 活用に関する研修を実施します。

(4) 学校図書館の充実

児童生徒の心豊かな感性を育み、学ぶ力を育む学校図書館づくりを目指し、各学校の図書標準蔵書数を確保します。

また、夏季休業中も含め、年間を通じた安定的な開館とするとともに、学校司書と教職員の連携を促進することにより、各教科での利活用を図り、すべての児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実に努め、確かな学力の向上を目指します。

議案第10号

令和4年度教育振興の施策について

こども支援課

1 基本方針

本市が令和3年12月に設置したこども総本部と一体となり、子どもの成長過程全体を支えていくため、児童生徒が安心して健やかに成長していく上で必要な施策を推進するとともに、その成長に寄り添う保護者への経済的な支援を実施します。

2 令和4年度主要事業

(1) 通学路の安全確保

通学路の安全対策として、「米子市通学路交通安全プログラム」、「登下校防犯プラン」に基づき、学校、道路管理者、警察、市の関係各課など関係機関と連携し、児童生徒が安全安心に登下校できるように努めます。

(2) 「むし歯予防コンプリート作戦事業」の推進

歯と口腔の健康づくりを推進するため、小学校及び鳥取県歯科医師会と連携し、小学校児童を対象としてフッ化物洗口を実施します。

(3) 就学援助の適切な実施

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者を支援するため、就学に必要な費用の一部を助成する「就学援助」を適切に実施します。

議案第 1 1 号

令和 4 年度学校教育の施策について

学校教育課

1 基本方針

いじめ・不登校等の生徒指導上の課題や自尊感情の低下等の課題がある中で、地域との連携を図りながら、児童生徒の自主的・自発的な活動や自他を尊重する態度等、「豊かな心と創造性をもった子どもの育成」に努めます。

学習意欲の低下や基礎的・基本的な学力の定着に課題がある中で、これからの知識基盤社会を担う子どもたち一人一人の「生きる力」を育むために、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等、「確かな学力を身につけた子どもの育成」に努めます。

体力・運動能力の低下・二極化傾向、外的要因による健康被害、多様化・深刻化する自然災害等、体力向上や健康の保持増進、安全に係る喫緊の課題がある中で、「健康でたくましく、命を大切にする子どもの育成」に努めます。

2 令和 4 年度主要事業

(1) いじめ・不登校の減少に向けた取組の推進

- ア 「米子市教育支援センター」の設置・運営
- イ スクールソーシャルワーカーの効果的な配置と運用
- ウ こども総本部との一体的な取組の推進

(2) 自他の人権を大切にする教育の推進

- ア 「米子市中学校人権・同和教育教材・指導資料集」の作成
- イ 「米子市小学校同和問題学習教材集」の活用

(3) 学力・授業力向上の取組の推進

- ア 各種学力・学習状況調査の実施と活用

「全国学力・学習状況調査」「とっとり学力・学習状況調査」
「よなご学力調査」

- イ 各種授業力向上研修の開催
 - 「授業力向上講座」「English Park in 米子」「ICT 機器や情報通信ネットワークを活用した授業力向上研修」
- (4) 切れ目のない支援体制の整備・充実
 - ア 「米子市小学校オープンスクール」の実施
 - イ 「米子市版スタートカリキュラム」の効果的な活用
- (5) 健康教育と防災・安全教育の推進
 - ア 「小学校体力向上事業」の推進
 - イ 様々なリスクと具体的場面を想定した防災・安全教育の推進
- (6) 地域とつながりのある教育の推進
 - ア 「ふるさとキャリア教育」の推進
 - イ 「米子市版コミュニティ・スクール」の推進
- (7) 学校経営の充実に向けた取組の推進
 - ア 「働き方改革推進プロジェクト」の推進
 - イ 「米子市版人材育成総合プラン」に基づく人材育成事業の推進
 - ウ 「学校問題対応事例集」の効果的な活用

議案第 1 2 号

令和 4 年度生涯学習の施策について

生涯学習課

1 基本方針

市民が自発的に生涯にわたって学習する生涯学習社会の実現を通して、学びの成果を地域コミュニティの維持・活性化に生かせる社会教育を目指します。また、世代間交流の推進、多様な主体の協働、新しい技術の活用などにより、社会的包摂への寄与、社会の変化に対応した学習機会の提供などの役割を果たします。

2 令和 4 年度主要事業

(1) 生涯学習活動の推進

ア 多様な学習機会の提供

健康、歴史文化、地域課題をはじめ、少子高齢化や人口減少、SDGs など様々な今日的課題などに対応した多様な学習機会として米子人生大学、よなごアカデミー等の講座を開講することにより、市民の学習意欲の醸成を図ります。

イ 学習情報の提供と相談機能の充実

ホームページの充実、市報等の広報誌などにより幅広く学習情報の提供を行うとともに、学習相談機能の充実を図ります。

(2) 図書館運営の充実

「地域の情報センター」としての役割を果たすため、積極的に資料や情報を収集・整備するとともに、関係機関と連携しながら情報発信することで利用者の増加を図ります。また、地元書店と連携した図書購入を進めるとともに、職員の選書能力を向上させることに

より、更なる蔵書構成の充実を図ります。

(3) 成人式（仮称）の企画・開催

二十歳をお祝いするとともに、参加者が大人としての自覚を持ち、ふるさとに愛着と誇りを感じながら、様々な形で自ら進んでまちづくりに貢献するよう促すため、成人式（仮称）を開催します。開催に当たっては、参加対象者による実行委員会を組織し、式典の企画・運営を行えるよう支援します。

(4) 地域学校協働活動の推進

地域と学校が協力して学校運営に取り組む地域学校協働活動を推進するため、コミュニティ・スクールの設置に合わせて、それぞれの小・中学校ごとに地域学校協働本部を設置し、コミュニティ・スクールと連携して、学校が抱える諸課題の解決や地域活動の活性化を図ります。

議案第13号

令和4年度学校給食の施策について

学校給食課

1 基本方針

成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は、健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものでもあります。学校給食では、準備から後片付けまでの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことができ、児童生徒が望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けることができます。

そのため、学校給食が生きた教材となるよう教諭と栄養教諭等の連携を密にして食に関する指導の充実を図るとともに、給食献立には、児童生徒が食材を通じて地域の自然や文化に理解を深め、食への感謝の気持ちが育つよう郷土料理や地場産物を積極的に取り入れます。

さらには、米子市食育推進計画の策定を契機に、学校、家庭、地域を巻き込んだ学校給食、食育の取組の強化に努めます。

安心・安全な学校給食の提供については、「学校給食衛生管理基準」を遵守した衛生管理を徹底します。

2 令和4年度主要事業

(1) 学校給食献立の充実

ア 栄養のバランスに配慮した献立の充実

イ 地場産物を活かした献立の充実

ウ 郷土食や伝統行事食を取り入れた特色ある献立の充実

エ 食物アレルギー対応食の実施

(2) 食に関する指導の充実

- ア 年間計画に基づく計画的な給食時間の指導の実施
 - イ 教科等におけるICTを活用した食に関する指導の充実
 - ウ 望ましい食習慣を形成するための指導の充実及び保護者啓発
 - エ 食に対する感謝の気持ちを育む指導の充実及び生産者との交流の促進
- (3) 衛生管理の徹底
- ア 食中毒防止等のため衛生管理の徹底
 - イ 給食施設及び調理機器等の保守管理の徹底
- (4) 効率的な学校給食の運営
- ア 民間委託をしている調理業務の検証
 - イ 児童生徒、教職員に対するアンケート調査の実施
- (5) 学校給食費未納対策
- ア 未納を未然に防ぐための保護者啓発
 - イ 学校及び学校給食会との連携の強化
 - ウ 未納状況の把握
 - エ 児童手当・特例給付を活用した納付勧奨の実施
- (6) 食育推進の取組の強化
- ア 地元食材を活用した学校給食メニューの提供
 - イ アスリート等による食育講座の開催
 - ウ こめっこ献立(ふるさとの食べ物を使った料理)の募集

議案第 14 号

令和 4 年度文化財保護の施策について

文化振興課

1 基本方針

「歴史と文化に根差したまちづくり」に取り組む中で、本市の貴重な歴史・文化遺産を適切に保護、活用し、多くの方々と共有できる場の整備を通して、その価値や魅力について市内外に向けて発信するなど、文化財の保護活用に関する施策の総合的な推進に努めます。

このことにより、地域の様々な歴史や伝統文化などへの理解を深め、これらを継承し、市民の郷土に対する誇りや愛着心を醸成することは、魅力ある地域づくりを推進する大きな力となるものと考えます。

2 文化財保護の基本施策

(1) 歴史関係施設の適切な運営と維持管理

山陰歴史館、福市考古資料館、埋蔵文化財センター及び上淀白鳳の丘展示館の歴史関係施設について、安全かつ快適に利用できるよう、適切な施設運営や施設・設備等の維持管理に努めます。

(2) 文化財の保存と活用

ア 史跡、有形・無形文化財、民俗文化財、天然記念物、埋蔵文化財など様々な貴重な文化財の適切な保存、継承を図り、その活用に努めます。米子城跡や尾高城跡など指定文化財の整備に取り組むとともに、これまでの指定文化財を中心とした取組から一步踏み込んで地域に眠る未指定を含めた文化財を幅広く掌握し、現状把握を行い、その継承に

取組みます。

特に、史跡米子城跡については、テレビ番組の「日本最強の城スペシャル第10弾 一度は行きたい絶景の城」で最強の城に選ばれるなど、ますます知名度が高くなってきています。文化財として適切に保存・管理しながら、市民や来訪者など多くの方にその価値や魅力について、今以上に理解を深めていただけるよう、「史跡米子城跡整備基本計画」に基づく調査や整備を着実に推進するとともに、「米子城・魅せる！プロジェクト事業」として、ソフト事業の展開を図り、城跡や城下町のさらなる魅力の発信に努めます。

イ 山陰歴史館、福市考古資料館、上淀白鳳の丘展示館及び埋蔵文化財センター等で収蔵する歴史・民俗・考古資料の保存・整理を進め、さらなる活用を図るとともに、郷土の歴史や文化財に親しみが持てるよう、各館での展示や学校、公民館などでの出前講座などの各種講座、イベントの開催、パンフレットの作成・配布などの文化財に触れる機会の創出や教育普及活動を通して施設の魅力の情報発信に努めます。

ウ 今後の文化財の保存と活用に取り組む上で必要である「文化財保存活用地域計画」の令和5年度の文化庁認定に向けて、引き続き取り組み歴史的文化遺産の保存と活用を図っていきます。

議案第 15 号

米子市指定文化財の諮問について

米子市文化財保護条例（平成 17 年米子市条例第 77 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき 1 の項及び 2 の項に掲げる文化財を米子市指定有形文化財に指定し、並びに第 32 条第 1 項の規定に基づき 3 の項に掲げる文化財を米子市指定史跡に指定するため、第 3 条第 2 項の規定により米子市文化財保護審議会に諮問する。

令和 4 年 2 月 17 日

米子市教育委員会

1 有形文化財（絵画）

区分	種別	名称	所在地	数量	所有者
新規指定	有形文化財	古曳盤谷奉納龍之図天井画	米子市橋本 (阿陀萱神社)	1 点	阿陀萱神社

2 有形文化財（歴史資料）

区分	種別	名称	所在地	数量	所有者
新規指定	有形文化財	D-51 形蒸気機関車	米子市西町 (湊山公園)	1 両	西日本旅客鉄道株式会社 (米子市貸与)

3 史跡名勝天然記念物（史跡）

区 分	種 別	名 称	所在地	数量	所有者
新規指定	史 跡	勝田土手	米子市勝田町	1 基	米子市
新規指定	史 跡	旧海軍美保 航空隊飛行 機用掩体	米子市大篠津町	1 基	米子市

議案第15号資料

米子市文化財指定諮問候補物件の概要

諮問物件①

区分	種別	名称	所在地	数量	所有者・管理者
新規指定	有形文化財	古曳盤谷奉納龍之図天井画	米子市橋本（阿陀萱神社）	1点	阿陀萱神社

【資料解説】（こびきばんこくほうのうりゅうのずてんじょうが）

米子出身の南画家として信濃国（長野県）で活躍し、多くの門人を育てた古曳盤谷（1807～85）が、天保8（1837）年郷里を出立する前に阿陀萱神社に納めた気魂溢れる龍之図天井画。ダイナミックな構想が雄渾で、揺るぎがなく、完成した気品を備えて見る者を圧倒する盤谷初期の傑作である。



古曳盤谷奉納龍之図天井画

諮問物件②

区分	種別	名称	所在地	数量	所有者・管理者
新規指定	有形文化財	D-51 形蒸気機関車	米子市西町（湊山公園）	1 両	西日本旅客鉄道株式会社

【資料解説】（でいーごじゅういちがたじょうききかんしゃ）

D51 形蒸気機関車は、日本国有鉄道（国鉄）の前身である鉄道省が設計、製造した単式 2 気筒で過熱式のテンダー式蒸気機関車。主に貨物輸送に用いられ、現場の機関士にも操作性の良さから人気があり、「デゴイチ」の愛称で親しまれた蒸気機関車の代名詞ともいえる車両。



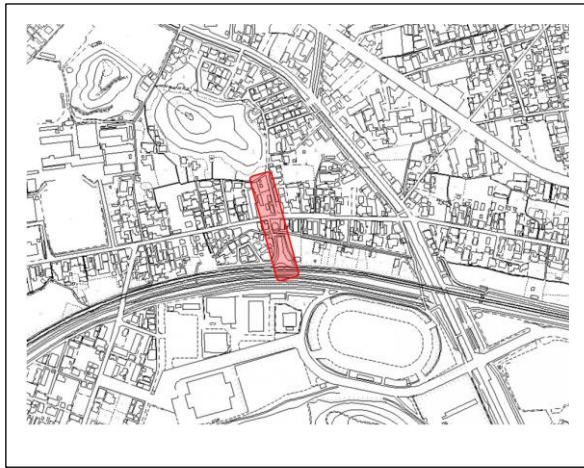
D51/195 号機 (湊山公園)

諮問物件③

区分	種別	名称	所在地	数量	所有者・管理者
新規指定	史跡	勝田土手	米子市勝田町	1基	米子市

【資料解説】(かんだどて)

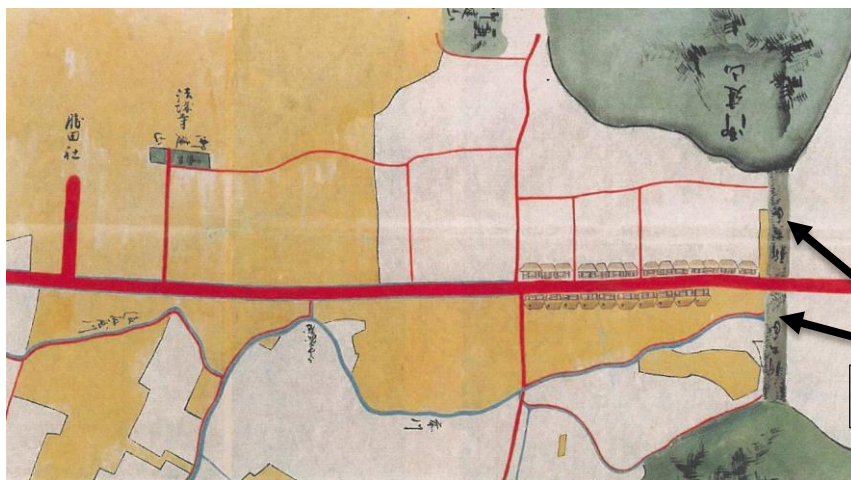
勝田土手は、江戸時代に米子城下への洪水を防ぐ目的で造られた堤防である。築堤当初の規模は、全長 60m、幅 10m で、堤防の中央には出雲街道が通っており、洪水発生時には街道を封鎖し、門を閉じて洪水を防いだものと推測されている。近世の土木遺構として重要な資料である。



勝田土手の位置



発掘された土手断面(平成元年)



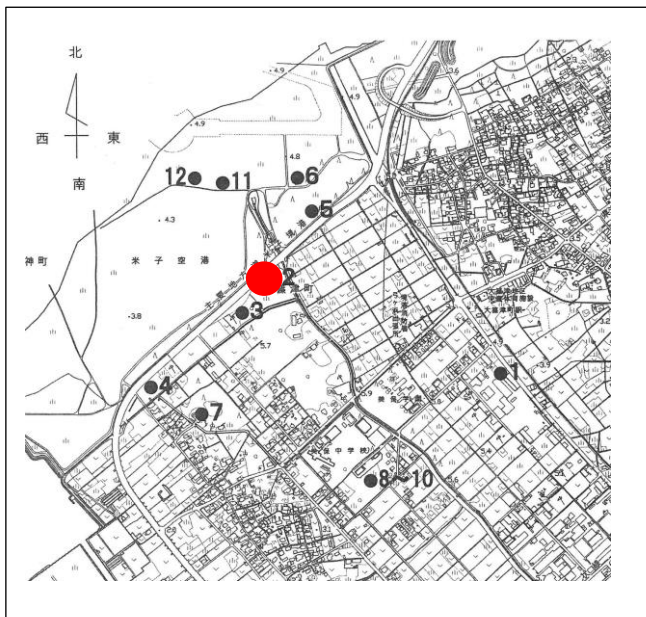
古絵図にみる勝田土手

諮問物件④

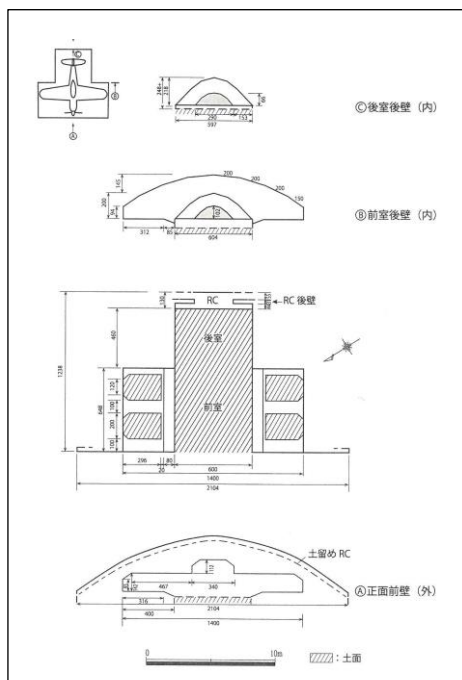
区分	種別	名称	所在地	数量	所有者・管理者
新規指定	史跡	旧海軍美保航空隊飛行機用掩体	米子市大篠津町	1基	米子市

【資料解説】(きゅうかいぐんみほこうくうたいひこうきようえんたい)

昭和 17 (1942) 年 10 月に創設された旧美保海軍航空隊の掩体壕・防空壕などの施設の一部は航空自衛隊美保基地の内外に現存している。このうち敵機の爆撃などから飛行機を隠し、格納する飛行機用掩体は 5 基が確認されており、歴史資料として重要な価値を有する戦争遺産である。



1号掩体の位置



飛行機用掩体略測図

議案第 16 号

米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

米子市立学校の管理運営に関する規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規則第 号

米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

米子市立学校の管理運営に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（共同学校事務室）</u></p> <p><u>第36条 学校のうち教育委員会の指定する2以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該学校のうち教育委員会の指定する一の学校に、共同学校事務室（以下この条において単に「事務室」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 事務室において共同処理する事務（以下この条において「共同処理事務」という。）は、次に掲げる事務であって、共同処理することにより適正化及び効率化が図られるものとする。</u></p> <p><u>(1) 米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第8号）に基づく教育長の権限に属する事務のうち、学校において処理するもの</u></p> <p><u>(2) 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成17年米子市規則第12号）第2条第3項の規定に基づき校長が補助執行する市長の権限に属する事務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、事務職員の標準的な職務として教育委員会が定める事務</u></p> <p><u>3 事務室に、室長を置く。</u></p> <p><u>4 事務室に、副室長、室長補佐及び室員を置くことができる。</u></p> <p><u>5 室長は、当該事務室がその事務を共同処理する学校の校長の監督を受け、当該事務室の室務をつかさどり、及び当該事務室の共同処理事務を総括する。</u></p> <p><u>6 副室長は、室長を補佐し、当該事務室の共同処理事務に従事し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p><u>7 室長補佐は、室長及び副室長を補佐し、当該事務室の共同処理事務を処理する。</u></p>	<p>[新設]</p>

8 室員は、室長、副室長及び室長補佐の指示を受け、職務を遂行する。

9 事務室間における共同処理事務の総括及び連絡調整並びに各事務室への助言を行うため、総括室長を置く。

10 総括室長、室長及び副室長は、事務主幹をもって充てる。ただし、事務主幹をもって総括室長又は室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるときは、事務主幹以外の者をもって総括室長又は室長に充てることができる。

11 室長補佐は、事務副主幹をもって充て、室員は、事務主事その他の事務職員（事務主幹を除く。）をもって充てる。

12 前各項に定めるもののほか、事務室の組織及び運営に関しては、別に定める。

（給食センター所長の監督）

第37条 [省略]

[削除]

（給食センター所長の監督）

第36条 [省略]

第37条 削除

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案 16 号資料

米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

(改正理由)

米子市立小学校及び米子市立中学校のうち教育委員会の指定する2以上の学校に係る事務を共同処理するための組織として共同学校事務室を置くこととし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため。

(改正内容)

- 1 米子市立小学校及び米子市立中学校（以下「学校」と総称する。）のうち教育委員会の指定する2以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該学校のうち教育委員会の指定する一の学校に、共同学校事務室（以下単に「事務室」という。）を置くこととする。（改正後第36条第1項関係）
- 2 事務室において共同処理する事務（5において「共同処理事務」という。）を定めることとする。（改正後第36条第2項関係）
- 3 事務室に、室長を置き、並びに副室長、室長補佐及び室員を置くことができることとする。（改正後第36条第3項及び第4項関係）
- 4 室長、副室長、室長補佐及び室員の職務を定めることとする。（改正後第36条第5項から第8項まで関係）
- 5 事務室間における共同処理事務の総括及び連絡調整並びに各事務室への助言を行うため、総括室長を置くこととする。（改

正後第36条第9項関係)

- 6 総括室長、室長及び副室長は、事務主幹をもって充て、室長補佐は、事務副主幹をもって充て、室員は、事務主事その他の事務職員（事務主幹を除く。）をもって充てることとする。ただし、事務主幹をもって総括室長又は室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるときは、事務主幹以外の者をもって総括室長又は室長に充てることのできるものとする。

（改正後第36条第10項及び第11項関係）

- 7 この規則は、令和4年4月1日から施行することとする。

（参考事項）

1 共同学校事務室の制度化

子どもをめぐる教育課題が複雑化・困難化する中、学校の指導体制及び運営体制を強化するとともに、地域住民との連携及び協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、学校の機能強化を一体的に推進することが重要であるとの観点から、平成29年3月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、共同学校事務室が制度化されるとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正され、共同学校事務室を置いている場合に、事務職員の加配措置をすることができることとされ、事務の効率化が推進されることとなった。

これらの改正を受けて、学校事務の共同処理が行われることにより、学校間の事務の標準化、教材等の共同購入による調達コストの削減、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理の更なる効率化及び質の向上が期待されている。

2 鳥取県における共同学校事務室の運用

県費負担教職員としての事務職員は、鳥取県教育委員会が任命している職員であるとともに、その身分は、当該事務職員の勤務する学校を設置している市町村の職員である。

鳥取県教育委員会は、令和元年12月、各市町村教育委員会及び学校が、子どもたちの教育の更なる充実に向け共同学校事務室を設置する際の基本的方針を示すことにより、「チームとしての学校」の機能強化を鳥取県全体で目指すため、「今後の市町村立学校事務のあり方（指針）～チームとしての学校に向けて～」を策定した。

この指針においては、事務職員に対し、その役割として、管理職や他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、総務、財務等の専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理し、より主体的・積極的に校務運営に参画することを求めるとともに、その役割を遂行するための体制として共同学校事務室の必要性を明らかにした上で、令和4年度には、県内全ての市町村立学校において共同学校事務室の運営が開始されることを目標として設定されている。

（関係法令）

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）

平成29年3月31日公布

平成29年4月1日施行

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改めるとともに、義務教育諸学校等の事務職員の職務内容を改めるほか、学校運営協議会の役割の見直し、地域学校協働活動推進員の制度の整

備等の措置を講ずるもの

この法律の規定により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、共同学校事務室の規定が整備されるとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正され、小学校、中学校等に共同学校事務室が置かれている場合に、事務職員の特例加算を行うことができることとされた。

議案第 17 号

米子市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の
制定について

米子市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、公民館の設置、管理及び廃止に関するもの（同法第 21 条第 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、公民館のみに係るものを含む。）は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に本則に規定する事務に係る法令、条例又は教育委員会規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により米子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした処分その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するもの（附則第 4 項から第 6 項まで、第 9 項、第 11 項又は第 12 項の規定の適用を受けるものを除く。）又は施行日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るもの（附則第 8 項又は第 14 項の規定の適用を受けるものを除く。）は、施行日以後における本則に規定する事務に係る法令、条例又は規則の適用については、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（米子市公民館条例の一部改正）

- 3 米子市公民館条例（平成 17 年米子市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）及び<u>米子市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（令和4年米子市条例第 号）</u>の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関する事項その他公民館の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 [省略]</p> <p>2 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、公民館に、体育及びレクリエーションの用に供するために必要な附属施設を設けることができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 公民館（前条第2項の附属施設を含む。次条及び第16条を除き、以下同じ。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>市長</u>が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 公民館に、<u>次に掲げる職員</u>を置く。 (1)～(4) [省略] 2 [省略]</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関する事項その他公民館の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 [省略]</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、公民館に、体育及びレクリエーションの用に供するために必要な附属施設を設けることができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 公民館（前条第2項の附属施設を含む。次条及び第16条を除き、以下同じ。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>教育委員会</u>が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 公民館に<u>次に掲げる職員</u>を置く。 (1)～(4) [省略] 2 [省略]</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p>

3 市長は、前2項及び第7条の許可（以下「使用許可等」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（使用許可等の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしてしないものとする。

(1)～(5) [省略]

（特別設備等の制限）

第7条 使用者又は公民館の施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、公民館の施設若しくは設備に特別の設備をし、若しくは公民館の設備に変更を加え、又は公民館に備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（目的外使用等の禁止）

第8条 使用者及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的のために公民館の施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（使用許可等の取消し等）

第9条 使用許可等を受けた者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、公民館の施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、公民館への入館を拒否し、又は公民館からの退館を命ずることができる。

3 教育委員会は、前2項及び第7条の許可（以下「使用許可等」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（使用許可等の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしてしないものとする。

(1)～(5) [省略]

（特別設備等の制限）

第7条 使用者又は公民館の施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、公民館の施設若しくは設備に特別の設備をし、若しくは公民館の設備に変更を加え、又は公民館に備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（目的外使用等の禁止）

第8条 使用者及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的に公民館の施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（使用許可等の取消し等）

第9条 使用許可等を受けた者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、公民館の施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、公民館への入館を拒否し、又は公民館からの退館を命ずることができる。

(1) 第5条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

(2)・(3) [省略]

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第10条 [省略]

2 [省略]

3 使用料は、第5条第1項及び第2項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) [省略]

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者及び利用者は、公民館の施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第15条 使用者及び利用者は、公民館においては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(公民館運営審議会の組織)

(1) 第5条第3項の条件に違反したとき。

(2)・(3) [省略]

(4) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(使用料)

第10条 [省略]

2 [省略]

3 使用料は、第5条第1項及び第2項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) [省略]

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者及び利用者は、公民館の施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、教育委員会が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第15条 使用者及び利用者は、公民館においては、教育委員会規則で定める事項を遵守しなければならない。

(公民館運営審議会の組織)

第17条 審議会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)～(3) [省略]

2～4 [省略]

（公民館運営審議会の会議）

第19条 [省略]

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 会議の議事は、会議に出席している委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

5・6 [省略]

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項（第19条第6項の規定により定めるものを除く。）は、規則で定める。

第17条 審議会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1)～(3) [省略]

2～4 [省略]

（公民館運営審議会の会議）

第19条 [省略]

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育委員会が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

5・6 [省略]

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

備考 表中の [] の記載は、注記である。

（米子市公民館条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正前の米子市公民館条例（次項及び附則第7項から第9項までにおいて「改正前の条例」という。）第3条ただし書の規定により、施行日前に、教育委員会が施行日以後の日について公民館（米子市公民館条例第2条第1項の公民館（同条第2項の附属施設を含む。）をいう。以下この項、次項及び附則第7項において同じ。）の開館時間の変更の決定をしている場合は、前項の規定による改正後の米子市公民館条例（附則第6項、第7項及び第9項において「改正後の条例」という。）第3条ただし書の規定により市長がこれと異なる変更の決定をした場合又は市長が公民館の開館時間を変更しないこととした場合を除き、当該教育委員会の決定は、その効力を有する。

5 この条例の施行の際現に受けている改正前の条例第5条第3項に規定

する使用許可等（同項の規定により付けられた条件を含む。以下この項及び次項において「使用許可等」という。）については、当該使用許可等により公民館を使用することができる日又は期間を終えるまでは、その効力を有する。

6 改正後の条例第5条第2項及び第3項、第6条から第9条まで、第10条第3項、第11条並びに第12条の規定は、施行日前に教育委員会から受けた使用許可等についても適用する。

7 改正後の条例第14条の規定は、この条例の施行前に生じた公民館の施設、設備又は器具の汚損、損傷、滅失又は紛失（当該汚損、損傷、滅失又は紛失について、改正前の条例第14条の規定により教育委員会に届出がされているものを除く。）についても適用する。

8 施行日前に改正前の条例第14条の規定により教育委員会にされた届出に対し、この条例の施行の際現に教育委員会がその損害の賠償を請求していない場合は、市長が、その損害の賠償を請求するものとする。

9 この条例の施行の際現に改正前の条例第17条第1項の規定により委嘱された米子市公民館運営審議会の委員である者は、施行日に、改正後の条例第17条第1項の規定により米子市公民館運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該米子市公民館運営審議会の委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における改正前の条例第17条第1項の規定により委嘱された米子市公民館運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（米子市学習等供用施設条例の一部改正）

10 米子市学習等供用施設条例（平成17年米子市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用の許可） 第3条 学習等供用施設（以下「供用施設」という。）を使用しようとする	（使用の許可） 第3条 学習等供用施設（以下「供用施設」という。）を使用しようとする

る者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項及び前項（第12条第2項において準用する場合を含む。）、第5条並びに第12条第1項ただし書の許可（以下「使用許可等」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（使用許可等の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしないものとする。

(1)～(5) [省略]

（特別設備等の制限）

第5条 使用者又は供用施設の施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、供用施設の施設若しくは設備に特別の設備をし、若しくは供用施設の設備に変更を加え、又は供用施設に備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（目的外使用等の禁止）

第6条 使用者及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的のために供用施設の施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（使用許可等の取消し等）

第7条 使用許可等を受けた者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨

る者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、第1項及び前項（第12条第2項において準用する場合を含む。）、第5条並びに第12条第1項ただし書の許可（以下「使用許可等」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（使用許可等の制限）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしないものとする。

(1)～(5) [省略]

（特別設備等の制限）

第5条 使用者又は供用施設の施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、供用施設の施設若しくは設備に特別の設備をし、若しくは供用施設の設備に変更を加え、又は供用施設に備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（目的外使用等の禁止）

第6条 使用者及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的に供用施設の施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（使用許可等の取消し等）

第7条 使用許可等を受けた者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨

<p>を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、供用施設の施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、供用施設への入館を拒否し、又は供用施設からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 第3条第3項の<u>規定により付した条件</u>に違反したとき。</p> <p>(2)・(3) [省略]</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>に違反したとき。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第10条 使用者及び利用者は、供用施設の施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を<u>市長</u>に届け出て、<u>市長</u>が相当と認める損害を賠償しなければならない。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第11条 使用者及び利用者は、供用施設においては、<u>規則</u>で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第12条 供用施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、供用施設の施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、供用施設への入館を拒否し、又は供用施設からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 第3条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>(2)・(3) [省略]</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>に違反したとき。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第10条 使用者及び利用者は、供用施設の施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出て、<u>教育委員会</u>が相当と認める損害を賠償しなければならない。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第11条 使用者及び利用者は、供用施設においては、<u>教育委員会規則</u>で定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第12条 供用施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [省略]</p> <p>2 [省略]</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は、注記である。</p>	

(米子市学習等供用施設条例の一部改正に伴う経過措置)

1 1 この条例の施行の際現に受けている前項の規定による改正前の米子

市学習等供用施設条例（附則第13項及び第14項において「改正前の条例」という。）第3条第3項に規定する使用許可等（同項の規定により付けられた条件を含む。以下この項及び次項において「使用許可等」という。）については、当該使用許可等により学習等供用施設（米子市学習等供用施設条例第2条の学習等供用施設をいう。附則第13項において同じ。）を使用することができる日又は期間を終えるまでは、その効力を有する。

- 12 附則第10項の規定による改正後の米子市学習等供用施設条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第3条第2項（改正後の条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第3項、第4条から第7条まで並びに第12条第1項ただし書の規定は、施行日前に教育委員会から受けた使用許可等についても適用する。
- 13 改正後の条例第10条の規定は、この条例の施行前に生じた学習等供用施設の施設、設備又は器具の汚損、損傷、滅失又は紛失（当該汚損、損傷、滅失又は紛失について、改正前の条例第10条の規定により教育委員会に届出がされているものを除く。）についても適用する。
- 14 施行日前に改正前の条例第10条の規定により教育委員会にされた届出に対し、この条例の施行の際現に教育委員会がその損害の賠償を請求していない場合は、市長が、その損害の賠償を請求するものとする。

議案第17号資料

米子市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(制定理由)

公民館について、地域福祉、地域防災等の行政分野との一体的な取組をより効果的に推進するため、教育委員会が所管する公民館の設置、管理及び廃止に関する事務を市長が管理し、及び執行することとするため制定しようとするものです。

(制定内容)

- 1 教育に関する事務のうち、公民館の設置、管理及び廃止に関するもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、公民館のみに係るものを含む。）は、市長が管理し、及び執行することとする。（本則関係）

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条（教育委員会の職務権限）

第7号 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

第8号 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

第9号 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

第12号 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

- 2 1により公民館及び学習等供用施設の所管が教育委員会から市長へ移管されることに伴い、米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例について、公民館及び学習等供用施設の使用許可等を行う者を教育委員会から市長へ変更する等の所要の整備を行うこととする。

（附則第3項及び第10項関係）

- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとする。

(参考事項)

- 1 公民館の位置付け

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする教育機関である。（社会教育法第20条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条）

- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会が所管する図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光等他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、条例の定めるところにより、市長が管理し、及び執行することができることとされた。

3 本市における公民館の移管の経緯及び検討

公民館は、社会教育施設としての役割を果たす一方で、地区によりそれぞれ内容が異なるが、自治会活動、地域福祉、地域防災等の地域の活動の拠点としての役割を担ってきた。

本市では、こうした経緯を踏まえ、平成30年度から公民館に関する事務を教育委員会事務局生涯学習課と総合政策部地域振興課との共管とし、公民館を「地域のまちづくりの拠点」としての位置付けを明確にした上で、生涯学習課が社会教育活動に関する事務に、地域振興課が地域の活動に関する事務に、それぞれ取り組んできた。

今般、公民館にあつては、地域福祉や地域防災に関する活動に見られるように地域コミュニティの核としての役割がより一層高まっている。

一方、社会教育活動にあつても、公民館において実施する福祉、まちづくり、青少年健全育成等の市長が所管する事業と密接に連携することにより、その取組の一層の推進が期待される。

公民館をめぐるこうした現状を見るに、公民館に関連する事務を市長において一体的に所管することにより、公民館における社会教育の振興のみならず、地域コミュニティの持続的発展にも資することが期待されることから、2に記載するところにより条例を制定し、公民館に関する事務を市長が管理し、及び執行することとする。

なお、公民館における社会教育の適切な実施の確保を担保するため、必要に応じて、教育委員会に協議し、又は教育委員会の意見を聴くこととする。

4 山陰地方の他市の公民館の所管状況

鳥取市 教育委員会の所管

倉吉市 教育委員会の権限に属する事務の補助執行により市長の
事務部局へ移管（令和3年4月1日から）

境港市 教育委員会の所管

松江市 教育委員会の所管

出雲市 組織改革に伴い、教育委員会の権限に属する事務の補助

執行により市長部局へ移管（平成18年4月1日から）

- 5 公民館に関する事務を条例の定めるところにより市長が管理し、及び執行する市町村の例

津山市 津山市教育委員会の職務権限の特例に関する条例（令和元年津山市条例第7号）

神戸市 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成31年神戸市条例第34号）

舞鶴市 舞鶴市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成28年舞鶴市条例第4号）

（関係法令）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号・令和元年6月7日公布）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずるため、健康増進法ほか12の法律の一部改正を行うもの

この法律の第8条により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われた。（当該一部改正の施行日は、令和元年6月7日）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（職務権限の特例）

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- (1) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

(2)～(4) [省略]

2 [省略]

議案第18号

米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

米子市体育施設条例の一部を改正する条例

米子市体育施設条例（平成17年米子市条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2（第9条、第10条の2、第20条関係） (1)～(3) [省略] 備考 1～8 [省略] 9 <u>米子市民体育館、米子市淀江体育館若しくは米子市宮東山陸上競技場の会議室又は米子市民球場の会議室、研修室、更衣室、記者室、本部室、審判員休養室、記録室、審判員室、入場券販売室若しくは放送室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該各室の使用料の額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。</u> (1)・(2) [省略] 10 <u>米子市宮淀江球場の本部室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該球場の使用料の額に、当該冷房設備又は暖房設備の使用時間1時間につき、次の各号に定める額を加算する。</u> (1) <u>冷房設備を使用する場合</u> 60円 (2) <u>暖房設備を使用する場合</u> 30円 11～24 [省略]</p>	<p>別表第2（第9条、第10条の2、第20条関係） (1)～(3) [省略] 備考 1～8 [省略] 9 米子市民体育館若しくは米子市淀江体育館の会議室又は米子市民球場の会議室、研修室、更衣室、記者室、本部室、審判員休養室、記録室、審判員室、入場券販売室若しくは放送室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該各室の使用料の額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。 (1)・(2) [省略] [新設] 10～23 [省略]</p>
備考 表中の [] の記載は、注記である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において、各規定につき、規則で定める日から施行する。

(米子市学校施設の使用に関する条例の一部改正)

2 米子市学校施設の使用に関する条例（平成17年米子市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育委員会規則に基づく学校体育施設の利用に係る使用料) 第13条 教育委員会規則で定めるところにより米子市立小学校及び米子市立中学校の体育施設の利用の許可を受けた者は、当該体育施設の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額については、米子市体育施設条例（平成17年米子市条例第83号）別表第2第1号の表地区体育館の項及び<u>備考第14項</u>の規定を準用する。</p>	<p>(教育委員会規則に基づく学校体育施設の利用に係る使用料) 第13条 教育委員会規則で定めるところにより米子市立小学校及び米子市立中学校の体育施設の利用の許可を受けた者は、当該体育施設の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額については、米子市体育施設条例（平成17年米子市条例第83号）別表第2第1号の表地区体育館の項及び<u>備考第13項</u>の規定を準用する。</p>

議案第18号資料

米子市体育施設条例の一部を改正する条例

(改正理由)

米子市営東山陸上競技場の会議室及び米子市営淀江球場の本部室に冷房設備及び暖房設備を設置することに伴い、当該冷房設備又は暖房設備を使用する場合に、その使用に応じて、これらの施設に係る使用料の額に加算して納付させる額を定めるため、改正しようとするものです。

(改正内容)

- 1 米子市営東山陸上競技場の会議室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該会議室の使用料の額に、次の(1)又は(2)に掲げる割合を乗じて得た額を加算することとする。(別表第2の備考第9項関係)
 - (1) 冷房設備を使用する場合 100分の50
 - (2) 暖房設備を使用する場合 100分の30
- 2 米子市営淀江球場の本部室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該球場の使用料の額に、当該冷房設備又は暖房設備の使用時間1時間につき、次の(1)又は(2)に定める額を加算することとする。(改正後別表第2の備考第10項関係)
 - (1) 冷房設備を使用する場合 60円
 - (2) 暖房設備を使用する場合 30円
- 3 2の改正に伴い、米子市学校施設の使用に関する条例において引用する米子市体育施設条例の規定の整理を行うこととする。(附則第2項関係)
- 4 この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において、各規定につき、規則で定める日から施行することとする。

(参考事項)

- 1 米子市営東山陸上競技場における冷暖房設備の設置及びこれに伴う使用料の額の設定について

来年度、米子市営東山陸上競技場の会議室に冷暖房設備を新設し、令和4年7月中旬から供用を開始する予定としている。

これに伴い、当該会議室において冷暖房設備を使用する場合には、当該会議室の使用料の額に、その使用に応じた額を加算して徴収することとし、その額は、既に冷暖房設備の使用に応じた額を加算して使用料を徴収している米子市民体育館及び米子市淀江体育館の会議室並びに米子市民球場の会議室

等に係る当該使用料の算定と同様の方法により算定した額とすることとする。

2 米子市営淀江球場における冷暖房設備の設置及びこれに伴う使用料の額の設定について

令和3年5月から同年10月にかけて実施した米子市営淀江球場（以下「淀江球場」という。）の改修工事により、淀江球場の本部室に冷暖房設備を新設し、芝生の養生が完了する令和4年7月下旬から供用を開始する予定としている。

これに伴い、当該本部室において冷暖房設備を使用する場合には、淀江球場の使用料の額に、その使用に応じた額を加算して徴収することとするが、その額については、当該本部室について個別の使用料を設定していないことから、既に冷暖房設備を設置しその使用に応じた額を加算して使用料を徴収している他の体育施設と同様の算定方法を用いることができない。

そこで、当該体育施設のうち米子市民球場の本部室に係る使用料の額を用いて、淀江球場の本部室に係る使用料を仮に設定した上で、当該仮の使用料を基に、米子市民球場の本部室における冷暖房設備の使用につき当該本部室の使用料に加算する額と同様の方法により算定した額をもって、淀江球場の本部室における冷暖房設備の使用につき当該淀江球場の使用料の額に加算する額とすることとする。

[算出根拠]

米子市民球場の本部室（34.274㎡）の使用料額、1室1時間120円（消費税等相当額を除いた本体額）を基準とし、淀江球場の本部室（35.55㎡）の使用料を仮に算出すると、

- ・ $120円 \div 34.274㎡ \doteq 3.501196242円$ （米子市民球場の本部室1㎡単価）
- ・ $3.501196242円 \times 35.55㎡ \doteq 124.467526403円 \rightarrow 120円$ （10円未満切捨て。消費税等相当額を除いた本体額）
- ・ $120円 \times 1.1 = 132円 \rightarrow 130円$ （10円未満切捨て）（淀江球場の本部室の仮使用料額）

①冷房設備使用時 $130円 \times 50/100 = 65円 \rightarrow 60円/時$ （10円未満切捨て）

②暖房設備使用時 $130円 \times 30/100 = 39円 \rightarrow 30円/時$ （10円未満切捨て）

なお、冷暖房設備の設置により機能が向上することに伴い、新たに淀江球場の本部室の使用に係る個別の使用料を設定した上で徴収するとの考え方もあるが、そもそも、淀江球場の使用料には、当該本部室の使用に係る使用料に相当する額を含んでおり、また、今回の改修工事においては、冷暖房設備のほかは新たに当該本部室の機能を向上させるための整備を行っていないことから、当該本部室の使用に係る個別の使用料は、設定しないこととする。

議案第19号

令和3年度一般会計補正予算（補正第15回）について（教育委員会の所管に属する部分）

教育委員会所管に属する令和3年度予算を次により補正する。

米子市議会3月定例会提出分

（単位：千円）

年度 区分(項・目)	令和3年度予算額			備考
	補正前予算額 (補正第13回分まで)	補正額	補正後予算額	
【7款 商工費】	16,079	0	16,079	
1 商工費	16,079		16,079	
3 観光費	16,079		16,079	
【10款 教育費】	4,415,169	95,059	4,510,228	
1 教育総務費	468,193	8,052	476,245	
1 教育委員会費	2,617		2,617	
2 事務局費	465,576	8,052	473,628	
2 小学校費	1,546,663	74,153	1,620,816	
1 学校管理費	470,641		470,641	
2 教育振興費	156,195		156,195	
3 学校建設費	919,827	74,153	993,980	
3 中学校費	434,303	12,854	447,157	
1 学校管理費	255,387		255,387	
2 教育振興費	144,616		144,616	
3 学校建設費	34,300	12,854	47,154	
4 社会教育費	1,253,529	0	1,253,529	
1 社会教育総務費	147,332		147,332	
2 公民館費	386,803		386,803	
3 図書館費	141,988		141,988	
4 教育文化施設費	30,538		30,538	
7 美術館費	61,915		61,915	
10 文化財保護費	484,953		484,953	
5 保健体育費	712,481	0	712,481	
1 保健体育総務費	138,197		138,197	
4 給食施設費	574,284		574,284	
合 計	4,431,248	95,059	4,526,307	

事業の概要（令和3年度一般会計補正予算（補正第15回））

担当課 こども施設課

（単位：千円）

区分	事業名	補正予算額 （補正後）	説 明
新規	小学校バリアフリー化推進事業 （2項－3目）	15,000 (15,000)	バリアフリー化を推進するため、淀江小学校にスロープ等の設置を行う。
〃	小学校特別教室等空調設備改修事業 （2項－3目）	59,153 (59,153)	明道小学校、箕蚊屋小学校、義方小学校及び河崎小学校の既設空調設備を更新する。
〃	中学校特別教室等空調設備改修事業 （3項－3目）	12,854 (12,854)	淀江中学校の既設空調設備を更新する。

担当課 こども支援課

（単位：千円）

区分	事業名	補正予算額 （補正後）	説 明
新規	就学援助システム整備事業 （1項－2目）	8,052 (8,052)	低所得世帯の学びを支えるための就学援助事務に電算システムを導入することにより、ICT化による業務効率化を図る。

事業の概要（3月補正予算）

担当課 こども施設課

【繰越明許費】

（単位：千円）

費目	事業名	金額	備考
教育費	小学校バリアフリー化推進事業 （2項－3目）	15,000	（繰越理由） 国の補正予算に伴い実施する事業であり、今年度中の事業完了が見込めないため。
教育費	小学校特別教室等空調設備改修事業 （2項－3目）	59,153	（繰越理由） 国の補正予算に伴い実施する事業であり、今年度中の事業完了が見込めないため。
教育費	中学校特別教室等空調設備改修事業 （3項－3目）	12,854	（繰越理由） 国の補正予算に伴い実施する事業であり、今年度中の事業完了が見込めないため。

担当課 こども支援課

【繰越明許費】

（単位：千円）

費目	事業名	金額	備考
教育費	就学援助システム整備事業 （1項－2目）	8,052	（繰越理由） 国の施策であるコロナ地方創生臨時交付金を活用して事業を実施するが、年度内に事業が終了しないため。

担当課 文化振興課

【繰越明許費】

(単位：千円)

費目	事業名	金額	備考
文化財保護費	米子城跡保存整備事業 (4項-10目)	35,070	(繰越理由) 当初設計より旧湊山球場スタンドの土質が軟弱で、大型重機が使用できず、小型重機での対応となり、不測の日数を要し、当初想定していた工程と差異が生じたため。
文化財保護費	史跡福市遺跡保存整備事業 (4項-10目)	27,890	(繰越理由) 工法変更による工期延長が発生し、当初想定していた工程と差異が生じ、工事の年度内完了が見込まれないため。

議案第20号

令和4年度一般会計予算について（教育委員会の所管に属する部分）

「豊かな心と人を育み、人を大切にするまちづくり」を推進するため、教育委員会所管に属する令和4年度予算を次により調製する。

米子市議会3月定例会提出分

(単位：千円)

区分	令和4年度		令和3年度		差引増減額	増減率(%)	備考
	当初予算額	割合(%)	当初予算額	割合(%)			
【7款 商工費】		0.0	16,079	0.4	△ 16,079	△ 100.0	
1 商工費		0.0	16,079	0.4	△ 16,079	△ 100.0	
3 観光費		0.0	16,079	0.4	△ 16,079	△ 100.0	
【10款 教育費】	5,866,101	100.0	4,058,498	99.6	1,807,603	44.5	
1 教育総務費	555,530	9.5	440,646	10.8	114,884	26.1	
1 教育委員会費	2,606	0.0	2,617	0.1	△ 11	△ 0.4	
2 事務局費	552,924	9.4	438,029	10.8	114,895	26.2	
2 小学校費	3,208,619	54.7	1,496,566	36.7	1,712,053	114.4	
1 学校管理費	454,502	7.7	429,677	10.5	24,825	5.8	
2 教育振興費	160,531	2.7	153,621	3.8	6,910	4.5	
3 学校建設費	2,593,586	44.2	913,268	22.4	1,680,318	184.0	
3 中学校費	404,833	6.9	401,569	9.9	3,264	0.8	
1 学校管理費	235,950	4.0	236,402	5.8	△ 452	△ 0.2	
2 教育振興費	134,283	2.3	130,867	3.2	3,416	2.6	
3 学校建設費	34,600	0.6	34,300	0.8	300	0.9	
4 社会教育費	1,028,480	17.5	1,007,236	24.7	21,244	2.1	
1 社会教育総務費	141,430	2.4	140,358	3.4	1,072	0.8	
2 公民館費	374,137	6.4	381,434	9.4	△ 7,297	△ 1.9	
3 図書館費	143,595	2.4	140,988	3.5	2,607	1.8	
4 教育文化施設費	47,161	0.8	30,538	0.7	16,623	54.4	
7 美術館費	60,073	1.0	61,915	1.5	△ 1,842	△ 3.0	
10 文化財保護費	262,084	4.5	252,003	6.2	10,081	4.0	
5 保健体育費	668,639	11.4	712,481	17.5	△ 43,842	△ 6.2	
1 保健体育総務費	152,558	2.6	138,197	3.4	14,361	10.4	
4 給食施設費	516,081	8.8	574,284	14.1	△ 58,203	△ 10.1	
合 計	5,866,101	100	4,074,577	100	1,791,524	44.0	

主な事業の概要（令和4年度一般会計予算）

担当課 こども政策課

（単位：千円）

区分	事業名	予算額 (前年度)	説明
継続	中学校組合負担金 (1項-2目)	93,520 (95,187)	米子市日吉津村中学校組合に対する負担金 (計算方法) 組合立箕蚊屋中学校の運営経費から地方交付 税交付金相当額及び国庫補助等の特定財源を 除く額を、米子市と日吉津村の生徒数で按分 (参考) 令和4年度中学校組合予算額 112,907 (うち一般財源 106,225) 日吉津村負担分 12,705 米子市生徒数 346人 日吉津村生徒数 80人
継続	地域とつながる学校支援 ボランティア事業 (1項-2目)	3,966 (3,966)	学校がボランティアの支援を受け入れ地域との 連携を深め教育活動の一層の充実を図るための経 費 委託料 3,966千円
拡大	医療的ケアのための看護 師配置事業 (1項-2目)	8,275 (-)	医療的ケアが日常的に必要な児童が安全・安心に 学校生活を送るための、看護師の配置に要する経費 (拡大：看護師の配置1名増) 看護師(週30時間勤務)3名 5,079千円 看護師補助 253千円 職員手当等 1,743千円 共済費 1,083千円

担当課 こども施設課

（単位：千円）

区分	事業名	予算額 (前年度)	説明
新規	学校校庭芝生化事業 (1項-2目)	26,619 (-)	学校の校庭の芝生化に要する経費
継続	学校 ICT 環境向上推進事 業 (1項-2目)	2,305 (7,079)	学校に配備しているパソコン等の情報機器の不具 合に対応するための人員配置に要する経費

継続	学校運営標準経費 (2項-1目) (2項-2目) (3項-1目) (3項-2目)	254,438 (245,576)	学校の運営に必要な消耗品、管理用備品、教材備品、図書、教科用消耗品の購入に要する経費 小学校 163,328 中学校 91,110
継続	学校管理費 (2項-1目) (3項-1目)	213,862 (210,120)	学校の運営維持に必要な燃料、光熱水費、土地借料等に要する経費 小学校 147,256 中学校 66,606
継続	学校施設維持管理事業 (2項-1目) (3項-1目)	75,812 (59,696)	学校施設の維持管理に必要な保守点検業務及び緊急対応等の修繕工事に要する経費 小学校 43,056 (うち修繕工事 16,200) 中学校 32,756 (うち修繕工事 17,000)
継続	教育用パソコン管理事業 (2項-1目) (3項-1目)	15,643 (9,339)	パソコン教室に配備した情報機器の賃貸借及び保守管理に要する経費 小学校 8,254 中学校 7,389
継続	学校図書館運営事業 (2項-1目) (3項-1目)	72,796 (71,912)	学校の図書館運営に要する経費 小学校 50,813 中学校 21,983
継続	校務用パソコン管理事業 (2項-1目) (3項-1目)	34,091 (21,145)	教職員用に配備したパソコン等の賃貸借及び保守管理に要する経費 小学校 24,036 中学校 10,055
新規	小学校長寿命化改修事業 (2項-3目)	24,687 (-)	小学校施設の長寿命化改修工事に要する経費 車尾小学校教室棟の屋上防水、外壁等 24,687
継続	小学校校舎屋上防水改修事業 (2項-3目)	14,400 (9,100)	校舎の屋上防水改修工事に要する経費
継続	小学校プール浄化設備改修事業 (2項-3目)	2,000 (2,500)	小学校プールの浄化設備の改修工事に要する経費 福生東小学校 1,284 伯仙小学校 468 他
継続	小学校屋内運動場整備事業 (2項-3目)	10,600 (18,000)	屋内運動場の整備に要する経費 福生西小学校体育館大屋根雪持ち工事 10,600
継続	啓成小学校校舎等整備事業 (2項-3目)	1,518,716 (795,541)	啓成小学校の校舎等整備の工事等に要する経費 校舎改築工事、設備工事、プール改築・解体工事 1,518,716
継続	福米西小学校屋内運動場等整備事業 (2項-3目)	991,883 (52,827)	福米西小学校の屋内運動場等の整備に要する経費 福米西小学校 991,883

継続	住吉小学校前庭等整備事業 (2項-3目)	29,400 (7,031)	住吉小学校の前庭等の整備に要する経費 住吉小学校 29,400
新規	駐輪場整備事業 (3項-3目)	25,500 (-)	駐輪スペース確保のため、中学校の駐輪場の増設に要する経費 福生中学校、加茂中学校他 25,500
継続	中学校渡り廊下等改修事業 (3項-3目)	9,100 (3,700)	中学校の渡り廊下等の改修に要する経費 福米中学校 5,150 弓ヶ浜中学校 3,950

担当課 こども支援課

(単位：千円)

区分	事業名	予算額 (前年度)	説明
新規	むし歯予防コンプリート 作戦事業 (1項-2目)	2,667 (-)	小学校全児童を対象に、歯と口腔の健康づくりのさらなる推進を目的として、フッ化物洗口事業実施に要する経費 会計年度任用短時間勤務職員 週 30 時間勤務 1名 人件費 1,967 薬剤等の購入 700 令和4年度実施校・・・加茂小、福生西小
継続	にこにこサポート支援事業 (1項-2目)	48,723 (49,682)	個別の支援が必要な児童生徒に対して学習支援や学校生活上の介助を行う学校支援員の配置に要する経費 小学校 週 25 時間勤務 23 名 中学校 週 13 時間勤務 10 名 人件費 48,723 (うち職員手当等 5,464、共済費 5,706)
継続	要・準要保護児童生徒就学援助事業 (2項-2目) (3項-2目) (5項-1目)	200,279 (185,005)	経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に係る経費の一部を援助するための経費 就学援助事業(小学校) 44,644 就学援助事業(中学校) 53,022 医療扶助費 1,998 給食扶助費 100,615
継続	中学校大会派遣事業 (3項-2目)	11,000 (11,000)	部活動の大会派遣の保護者負担を軽減し、体育及び文化活動の振興を図るための経費 総体西部地区大会・県大会・中国大会・全国大会への参加に係る交通費等の補助

担当課 学校教育課

(単位：千円)

区分	事業名	予算額 (前年度)	説明
継続	不登校いじめ対策事業 (1項-2目)	1,764 (6,685)	「米子フリースクール」に通う児童生徒に対し授業料等の一部を補助する経費 新たに「米子フレンドリールーム」「米子フリースクール」に通う児童生徒に対し交通費・実習費の一部を補助する経費 (フリースクール) 利用料 13,200円×12月×5名 交通費・実習費 6,000円×12月×5名 (フレンドリールーム) 交通費・実習費 小学生 3,000円×12月×3名 中学生 6,000円×12月×7名 フレンドリールームの運営費はこども施設課「米子市教育支援センター「みんなのいい場所」設置事業」で予算要求。
継続	スクールソーシャルワーカー活用事業 (1項-2目)	34,361 (11,204)	教育と社会福祉について専門的知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会事務局に配置し、問題を抱えた児童生徒に対し当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの活用などの多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る経費 有資格者 週30時間勤務 1名×278,000円×12月 教員経験者 週30時間勤務 2名×190,000円×12月 新たに校区担当スクールソーシャルワーカーを5名配置する。 有資格者 週30時間勤務 5名×278,000円×12月 職員手当等 3,649千円 共済費 4,532千円
継続	ふるさと米子の先人に学ぶ郷土資料集活用事業 (1項-2目)	682 (673)	児童生徒に郷土愛を育むことを目的に作成された郷土資料を増刷し配布するための経費 上巻 新小学1年生分 1,380冊 下巻 新小学5年生分 1,350冊
継続	日本語教育推進員等設置事業 (1項-2目)	6,159 (4,236)	外国にルーツを持つなどの理由により、日本語による学習や生活が困難な児童・生徒やその家庭に対し、学習支援及び生活支援を行う推進員の配置に必要な経費 日本語教育推進員 1名 外国語支援員 5名

継続	人権教育研究指定校事業 (1項-2目)	300 (278)	指定校における人権意識を培うための学校教育のあり方に関する実践研究に係る経費 R4年度 指定校 福生中学校区 (申請：中学校1校)
継続	小学校体力向上事業 (1項-2目)	8,886 (4,405)	小学校に運動遊具を整備し、体育の授業や休憩時間等に活用することで、体力・運動能力の推進向上を図る経費 9校について運動遊具5種類の整備 R2~4年度で順次実施予定
継続	学力調査実施事業 (1項-2目)	983 (936)	小学3年生を対象にした学力調査の実施経費 指導研究及び授業改善を図り、学力の定着を図る。 (県実施の小4~6年生の学力テストを補足)
継続	いい学び推進事業 (1項-2目)	633 (317)	不登校児童生徒への教育機会の確保及び自立学習支援に要する経費 eラーニング教材「すらら」の使用料 200名
継続	米子市ICT教材活用 推進事業 (1項-2目)	7,920 (4,634)	中学校生徒のタブレットPC端末に、eラーニング教材を導入することで、生徒一人一人に個別最適化された学びを実現し、生徒の学力向上を図る。 月額660,000円
継続	多様な学び推進事業 (1項-2目)	7,121 (5,521)	不登校対策のモデル校として中学校3校に不登校学習支援員を各1名配置し、不登校児童生徒に対して家庭訪問や校内適応指導教室において学習支援をする。併せて、校内適応指導教室の環境整備をする。
継続	小学校教師用教科書・指導書整備事業 (2項-1目)	5,388 (10,697)	令和元年度に採択された教科書(全教科)の教師用教科書・指導書の購入経費
継続	小学校少人数学級実施事業 (2項-2目)	52,000 (46,000)	小学校3年生30人学級、4~6年生の35人学級実施に伴う加配教員に係る経費 2,000千円×26人
継続	中学校教師用教科書・指導書整備事業 (3項-1目)	3,217 (23,445)	令和2年度に採択された教科書(全教科)の教師用教科書・指導書の購入経費
継続	中学校少人数学級実施事業 (3項-2目)	28,000 (28,000)	中学校2、3年生の35人学級実施に伴う加配教員に係る経費 2,000千円×14人
継続	運動部活動外部指導者活用事業 (3項-2目)	1,053 (1,053)	中学校運動部活動の活性化及び指導体制の充実のため、地域の指導者を招へいし、運動部活動の活性化を図る経費 1人当たり謝金上限10万円
継続	部活動指導員配置事業 (3項-2目)	4,151 (4,078)	部活動指導員(非常勤職員)を配置する経費 専門的な指導や単独での引率が可能となり、教員の多忙感解消につながる。 積算根拠10人分

担当課 生涯学習課

(単位：千円)

区分	事業名	予算額 (前年度)	説明
継続	コミュニティ・スクール 推進事業 (1項-2目)	10,273 (5,068)	新規導入中学校2地区及び実施中学校2地区の学 校運営協議会の設置及び運営に係る経費 教育委員会事務局に統括コーディネーターを配置 し、各学校に地域学校協働活動本部を設置して地域 学校協働活動推進員を配置するための経費 委員報酬 750 職員報酬等 5,919 消耗品、燃料費 380 会場借料及び使用料等 2,669
継続	社教総務費事務費(生涯 学習課) (4項-1目)	363 (364)	市民の学習ニーズに対応した学習機会と学習情報 の提供を目的とした生涯学習課事務費 消耗品、印刷製本費、郵送料等 288
継続	社会教育委員関係 (4項-1目)	109 (109)	社会教育の振興を図るための社会教育委員の会の 設置 審議会委員報酬 101 協議会負担金 8
継続	社会教育活動総合事業 (4項-1目)	584 (679)	総合的な生涯学習講座(米子人生大学・米子アカ デミー)の開催に要する経費 講師謝金等 140 消耗品費 56 手数料 170 会場借料 218
継続	成人式 (4項-1目)	973 (8,651)	成人式の開催に要する経費(会場:米子コンベン ションセンター) アトラクション出演者等報償金 214 しおり等印刷製本費 243 案内状送付に係る郵便料 98 看板設置等委託料 102 会場借料 260
継続	公民館運営費 (4項-2目)	323,731 (329,781)	地域における生涯学習活動の拠点である市内公民 館の管理運営経費 公民館職員報酬等 261,099 費用弁償等 645 消耗品、光熱水費、修繕料等 34,297 通信料、保険料等 5,866 開催委託等各種委託料 18,514 印刷機等賃借料等 2,926

継続	公民館施設等整備事業 (4項-2目)	50,406 (51,653)	市内29公民館の修繕整備等に係る経費 公民館石綿含有調査手数料 330 公民館構造確認委託料 308 公民館配備パソコンリース料等 2,468 義方公民館屋外鉄骨階段設置工事費等 47,300
継続	図書館管理運営費 (4項-3目)	113,121 (110,502)	生涯学習の場である市立図書館の管理運営経費 事務職員報酬等 2,150 消耗品、光熱水費、印刷製本費等 7,271 管理委託料等各種委託料 88,115 図書情報システム等賃借料 13,962
継続	図書資料費 (4項-3目)	30,474 (30,486)	市立図書館の図書及び雑誌購入等に要する経費 消耗品費(雑誌等) 4,064 情報入力委託料 510 図書購入費(図書) 25,900

担当課 学校給食課

(単位：千円)

区分	事業名	予算額 (前年度)	説明
継続	学校給食運営事業 (5項-4目)	449,870 (446,090)	学校給食の調理、各学校への配送回収、共同調理場の維持管理経費等 学校給食配膳員等報酬 24,391 運営に係る光熱水費等の需用費 102,033 調理業務委託料等の委託料 318,325 厨房機器更新等の備品購入費 2,300 役務費ほか 2,821
継続	学校給食会 (5項-4目)	17,163 (16,321)	学校給食用物資の調達等を行う(一般財団法人)米子市学校給食会に補助金を交付するもの 補助金 17,163
継続	「食でつなぐ人とまち」 いきいきこめっこ食育推進事業 (5項-4目)	6,998 (2,168)	学校、家庭及び地域を巻き込んだ学校給食、食育推進の取組を強化するための事業に要する経費 地元食材を活用したメニューの提供 6,925 アスリート等による食育講座の開催 68 こめっこ献立応募作品への市長賞・教育長賞の創設 5

担当課 文化振興課

(単位：千円)

区分	事業名	予算額 (前年度)	説明
継続	歴史館管理運営事業 (4項-4目)	30,711 (30,538)	山陰歴史館の管理運営に係る経費 指定管理料 30,429
継続	上淀白鳳の丘展示館管理 運営事業 (4項-4目)	16,450 (16,079)	上淀白鳳の丘展示館管理運営に係る経費 指定管理料 16,091
継続	市内遺跡発掘調査事業 (4項-10目)	3,562 (8,124)	開発事業等に伴う埋蔵文化財の有無、遺跡の範囲 等を確認するために実施する試掘調査等 作業員報償金 1,934
継続	無形民俗文化財保存事業 (4項-10目)	517 (937)	市内に伝承されている無形民俗文化財の保護・活 用を図るため行事や道具類の一部経費を補助 米子盆踊大会開催補助金 110 トンド行事関係補助金 365
継続	文化財等管理事業 (4項-10目)	14,802 (29,901)	市内に所在する国・県・市指定史跡等文化財の適 切な保存管理を行うための事業 除草雑木伐採等作業員報償金 3,080 保存活用地域計画策定支援業務委託料 820 石垣除草、雑木伐採等委託料 4,229
継続	米子城跡保存整備事業 (4項-10目)	186,769 (111,632)	米子城跡の保存整備を行う事業 危険木伐採業務委託料 36,715 三の丸トイレ設計委託 5,702 園路整備工事 114,903 三の丸整備設計 7,814
継続	埋蔵文化財センター管理 運営費 (4項-10目)	18,193 (20,762)	埋蔵文化財センター・福市考古資料館の管理・運 営に係る経費 指定管理料 17,050 空調設備改修工事 500
継続	埋蔵文化財保存活用事業 (4項-10目)	3,000 (2,500)	発掘調査記録のデジタル化や出土品の再整理、保 存処理を行うとともに、古代体験の出前講座、資料 貸出、史跡めぐり、パンフ作成等を行う事業 整理作業員報償金 2,002 遺跡紹介パンフレット印刷製本費 825
継続	米子城・魅せる！プロジ ェクト事業 (4項-10目)	8,972 (3,482)	史跡米子城跡の価値や魅力を内外に発信し、米子 城理解促進のソフト事業及び各種印刷物作成等 ガイドマップ、植物マップ等 2,000 ライトアップ等 3,256
継続	淀江傘伝承活性化事業 (4項-10目)	2,796 (1,389)	淀江傘製造技術の保存伝承に向けた後継者育成等 の支援に係る事業 後継者育成補助金 1,350

継続	史跡青木遺跡保存整備事業 (4項-10目)	7,697 (25,890)	史跡青木遺跡の整備を行う事業 法面保護工事設計委託 6,547
継続	史跡福市遺跡保存整備事業 (4項-10目)	8,544 (46,950)	史跡福市遺跡の整備を行う事業 法面保護工事設計委託 7,044